

高額療養費や出産育児一時金 支給されるまで資金を 無利息で融資します



国民健康保険の加入者が、高額医療費や出産費の支払いに困ったとき、資金を貸し出す制度があります。

高額医療費貸付制度

貸付対象者＝高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人

貸付金額と利息＝高額療養費支給見込額の80%で無利息

貸付期間＝高額療養費が支給される日まで

貸付方法＝医療機関などに全額支払った場合以外は、貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払い

償還方法＝高額療養費支給額のうち貸付金相当額を償還に充当

申請方法＝医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を持って保険年金課へ

出産費貸付制度

貸付対象者＝次のいずれかに該当する人の属する世帯の世帯主で、国民健康保険税を完納している人

①出産予定日まで1カ月以内の人

②妊娠4カ月以上の人で、出産に要する費用について医療機関などに一時的な支払いが必要となった人

貸付金額と利息＝出産育児一時金(35万円)の90%で無利息

貸付期間＝出産育児一時金が支給される日まで

償還方法＝出産育児一時金を受領したとき、貸付金の償還に充当(国保の資格を喪失した場合は速やかに返還)

申請方法＝母子健康手帳、保険証、印鑑、出産に要する費用の請求書(妊娠4カ月以上の人)を持って保険年金課へ

国民年金のサポート 老後だけではありません

老後だけでなく障がいを負ったときや一家の支え手が亡くなったときも年金を受給できる場合があります。

障害基礎年金は、国民年金加入中(加入していた人は60～65歳未満の期間も含む)に初診日がある病気やけがで一定の障がいを負った人に支給されます。請求は初診日から原則1年6カ月以降(1年6カ月後が20歳未満のときは20歳以降)にできます。

障害基礎年金を受給するためには、①障がいの重さが基準以上②一定の保険料を納付済み(初診日が20歳前のときは除く)という条件を満たす必要があります。

保険料納付条件

次のいずれかを満たす必要があります。

①初診日の前々月までの被保険者期間のうち納付期間や免除・猶予期間などが3分の2以上あること

②初診日が平成28年3月末までのときは、初診日の前々月までの直近1年間に未納がないこと

厚生年金加入中に初診日があるときは、障害厚生年金、共済組合加入中の場合は障害共済年金の対象になりますので、それぞれ社会保険事務所、各共済組合に問い合わせてください。

問い合わせ先

国民年金加入中の初診日	第1号	市保険年金課 ☎20-1547
	第3号	佐原社会保険事務所 ☎0478-54-1442
厚生年金加入中の初診日		佐原社会保険事務所
共済年金加入中の初診日		各共済組合